平成２９年（フ）第４９４号
静岡県沼津市大岡3176番地の３　アイビーハウス門池公園601
債務者　今西サイ子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
静岡県沼津市小林台11番地の12
債務者　渡邉　三貴
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
三重県松阪市五月町1497番地　県営住宅　Ｐ１　102号
債務者　早川　龍子（旧姓西出）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１０５９号
堺市堺区中之町西３丁１番20ハイツ・ラベンダー205号、住民票上の住所堺市堺区南向陽町１丁３番18号　シティロイヤル20Ｂ
債務者　渡邉　敬介
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１４２号
大阪府河内長野市栄町30番３―202号、申立時の住所大阪府河内長野市南花台３丁目２番７―302号
債務者　壽美　梨枝
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９号
堺市堺区北田出井町１丁２番４号　ハセロイヤル堺東202号
債務者　村瀬　利典
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
大阪府藤井寺市小山２丁目18番21号
債務者　笹田　朋之
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番114―504号
債務者　中村　　梓
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀123番地の１　201号
債務者　平岩　督章
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
大阪府河内長野市錦町25番92号
債務者　中井　純子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
北海道登別市若山町２丁目43番地38　Ｉライフ　202号室
債務者　松本　大輔
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
群馬県館林市堀工町1893番地の16　シャルルドゥ堀工―101
債務者　相川　順子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第７号
山梨県南アルプス市山寺634番地１　飯室住宅３、前住所山梨県南アルプス市小笠原749番地１
債務者　デ　ミムラ　フローレス　ブエノ　フェリシタ　アメリアこと　ＤＥ　ＭＩＭＵＲＡ　ＦＬＯＲＥＳ　ＢＵＥＮＯ　ＦＥＬＩＣＩＴＡ　ＡＭＥＬＩＡ
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
名古屋市中区丸の内３丁目16番地11号　丸の内パークマンション607号、従前の住所大阪府枚方市津田駅前１丁目38番９号
債務者　土井　雄貴
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６４１号
大阪市住之江区粉浜１丁目５番52号　メゾン北粉浜　603
債務者　中家　真美
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０４号
大阪府東大阪市長堂２丁目７番７号　シャルマンシャンブルⅡ　203号
債務者　福元　雅一
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部